

武蔵中山台住宅地建築協定書

武蔵中山台住宅地について、本協定書第8条記載の区域内における土地所有者ならびに建築物の所有を目的とする地上権者および賃借権を有する者（以下単に「権利者」という）は、この区域内の建築物の基準について権利者全員の合意のもとにこの建築協定を締結する。

（目的）

第1条 この建築協定は、第8条記載の区域内における建築物の用途、形態に関する基準を定め、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この建築協定に用いる用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによる。

（名称）

第3条 この建築協定は、武蔵中山台住宅地建築協定（以下単に「協定」という）と称する。

（有効期間）

第4条 この協定は、横浜市長の認可公告のあった日から第7条に定める協定の廃止の認可公告のあった日までとする。
ただし、違反者の措置に対しては、期間満了後もなお効力を有するものとする。

（効力の継承）

第5条 この協定の認可公告のあった日以後において、本協定区域内で新たに権

利者となった者に対しても効力があるものとする。

(協定の変更)

第6条 この協定の協定区域、建築物に関する基準、有効期間ならびに協定違反があった場合の措置の変更については、協定者全員の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

(協定の廃止)

第7条 この協定を廃止しようとする場合は、協定者の過半数の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

(協定区域)

第8条 この協定の区域は、次の通りとする。

横浜市緑区三保町字大上2640番9 から2640番98及び100、2662番11から2662番19、2662番21から2662番41、2662番43から2662番46、2673番2及び3、2673番5から2673番13、2673番29から2673番77、2675番4及び7、2710番2から2710番65、2710番68及び70、71、72、74、2710番76から2710番91、2710番94から2710番103、2710番105から2710番124、2710番126から2710番251、2710番253から2710番321、2722番2から2722番9、及び上記地番に隣接する旧道路敷地部分の区域とする。

(建築物に関する基準)

第9条 前条に定める協定区域内の建築物の用途、形態は、次の各号に定める。

- (1) 用途 建築基準法第48条1項で規定した別表第二(イ)項に掲げるもののうち(三)、(七)号を除く建築物とする。
- (2) 形態 地階を除く階数は2階以下とし、その建築物の最高の高さは、東電不動産管理株式会社の売買時における地盤面から8.2mを超えないものとする。

(違反者の措置)

- 第10条 前条に定める基準に違反した者があった場合、第12条に定める本建築協定運営委員会の委員長は委員会の決定に基づき、工事施工停止を請求し、かつ文書をもって相当の猶予期間をつけて当該行為の是正に必要な措置をとることを請求するものとする。
- 2 第4条に定める有効期間内に建築確認申請がなされたものについての違反者の措置に関しては、本協定の期間満了後もなお効力を有するものとする。
 - 3 前1項の請求があった場合、当該権利者はこれに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

- 第11条 前条第1項の請求に対して当該権利者がその請求に従わないときは、委員長は委員会の決定に基づき、その強制履行または当該権利者の費用をもって、第三者にこれを為さしめることを管轄裁判所に請求できるものとする。
- 2 前項の提訴手続等に要する費用は、当該権利者の負担とする。

(運営委員会及び役員)

第12条 この協定運営のため、運営委員会を設置し、委員会に次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	2名
委員	若干名
会 計	1名

- 2 委員は協定者の互選とする。
- 3 委員長は委員の互選とし、委員長は委員会を代表し協定運営の事務を総括する。
- 4 副委員長および会計は委員の中から委員長が委嘱する。
- 5 副委員長は委員長に事故のあるときこれを代理する。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は2年とする。但し、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(補 則)

第14条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織、議事ならびに委員に関して必要な事項は別に定める。

上記建築協定の締結に同意します。

昭和 年 月 日

土地所有者

住 所

氏 名

所有土地の表示